

2020年5月11日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）
会長 園山満也

学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書（第3次要望）

新型コロナウイルス感染症防止対策等において、障害児通所支援事業へご尽力いただき御礼申し上げます。

子どもは、2月29日および3月9日に「学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書」を提出いたしました。その後、子どもへの要望も含め対応策を講じていただいておりますが、緊急事態宣言の発出後1ヵ月が経過し、いまだ学校の全面的な再開がなされないなか、子どもたちやその家族、そして放課後等デイサービス事業所は困難な状況での生活・活動を余儀なくされています。その困難な状況のもと、子どもには、現場からさまざまな声が寄せられています。

その中から、第3次緊急要望として、以下のことを要望いたします。

1、子ども、保護者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、適切な対応がとれる体制を作ってください。

（1）子どもが罹患した場合

障害のある子どもたちの中には、少しの環境の変化でも気持ちが不安定になり、生活が維持できなくなる子がいます。子どもが罹患した場合には隔離対応となると思われませんが、その場合、環境の著しい変化によって気持ちが不安定になり、治療に支障が出たり、その後の成長・発達に大きな影響を与えたりすることが懸念されます。子どもが罹患した場合には、少なくとも、安心できる介助者の付き添いなどを可能とする取扱いをしてください。

（2）保護者（介助者）が罹患した場合

保護者が罹患した場合には、家庭内で隔離状況が必要になりますが、その場合でも、子どもの生活に大きな支障が生じます。また、保護者が入院となった場合には、子どもたちの生活そのものが維持できなくなってしまう。この場合、公的機関や施設の利用を可能とするなどの対応によって、子どもの生活を維持できるような策を講じてください。また、医療的ケアの必要な重心児が対象となる場合については、医療連携体制が整った公的施設を利用できるようにしてください。

2、利用増分、代替的支援分の利用者負担金の免除については、事業所の事務手続が煩雑にならない方法で行ってください。

緊急経済対策によって、利用増分、代替支援分の利用者負担が免除されることとなっていますが、その具体的な免除の事務手続については、事業所に対して後日過誤請求などによって対応するというような煩雑な方法は避け、簡便な方法で行うようにしてください。事業所は、休校措置への対応、学校再開への対応、さらに、スタッフの確保なども困難という課題を抱えており、煩雑な事務手続を行う余裕はありません。また、都道府県・区市町村に対して、その免除手続の内容を迅速に事業所に伝達するよう促してください。更に、今後生じるであろう、感染の第2波、第3波の際にも同様の免除措置を講じてください。

3、事業所の閉所に伴って、子どもたちの居場所がなくなる場合には、行政の責任で居場所の確保をしてください。

すでに閉所を選択した事業所がありますが、現在開所している事業所も、今後、行政からの事業所への休業要請や事業所での感染者の発生などによって、閉所する可能性があります。特に、行政から地域一帯の事業所に対して閉所の要請があった場合には、利用したい（子どもの状態、家庭の事情等で利用せざるをえない）のに利用ができない状況が生じます。この場合に備えて、行政の責任で、福祉避難所の考え方と類似の形で、子どもたちの居場所を確保するような策を講じてください。また、第2波、第3波が発生した場合にも同様の対策を講じてください。

以上